

2024年8月30日

各位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 松岡 健

手形・小切手の代金取立の受付停止について

西京銀行は、政府と産業界・金融界が一体となって推進する「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みの一環として、手形・小切手の代金取立の受付を停止することとしましたので、お知らせします。

1. 手形・小切手の代金取立の受付停止について

- ・ 2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について代金取立の受付を停止します。
- ・ すでに対象の手形等をお持ちのお客さまは、2024年9月30日（月）までにお取引店へお持ち込みください。
- ・ なお、受付停止日以降に、2027年4月以降を期日とする手形等を受け入れたお客さまは、支払呈示期間中*にお取引店にお持ち込みいただきますようお願いいたします。

※支払呈示期間は、手形法上、支払期日を含めて3日間（3営業日）です。電子交換所を経由するため、「支払期日の前営業日、支払期日、支払期日の翌営業日」の3日間のあいだにお取引店にお持ち込みください。

（例）：手形の支払期日が2027年4月9日（金）の場合



2. 受付停止開始日

2024年10月1日（火）

西京銀行は、これからもより一層のサービス向上に努めるとともに、地域のみなさまのお役に立つ銀行を目指してまいります。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 お客さまサポートセンター

TEL：0120-240-606

受付時間：平日 9：00～17：00（銀行休業日を除きます）